

国土交通省管理職ユニオン
「仕事の政策」シリーズ

道路管理に関する提言

「管理瑕疵の考え方について」

— 国家賠償法上の国・個人の責任について —



平成18年 1月

国土交通省管理職ユニオン

「管理瑕疵」の提言を発表するにあたって

兵庫県明石市の人工海浜・大蔵海岸で2001年12月、陥没した砂浜に金月美帆さん（当時4歳）が生き埋めになり、5箇月後に死亡した事故で、神戸地検は2004年4月16日、事故を未然に防ぐ注意義務を怠ったとして、国土交通省職員2名と明石市職員2名を、業務上過失致死罪で神戸地裁に在宅起訴し、現在裁判が行われている。

神戸地検は、事故に対する責任を業務上過失致死罪で当時の担当者を起訴し、あたかも今回の事故が個人の過失で発生したかのように断定しているが、公物管理のあり方を問う場合は国家賠償法に基づく責任を明らかにし、再発防止の対策を構築することが国民が安心して暮らせる公共施設・社会資本整備の充実につながると言えるのではなかろうか。

担当者は末端管理職員とはいえ、一公務員である以上彼らの生活と権利が守られることが前提でなければ、公務員労働者は国民全体の奉仕者として職務に専念することが出来なくなるのではないか。私たち国土交通省管理職ユニオンは、結成以来公共事業が国民にとって必要な存在であるということが、社会的に強く望まれるようにしたいと主張し、国民の命と安全を守る国土交通行政を追求してきた。

国土交通省は、業務の責任を私たち末端管理職員に押しつけるのではなく、組織の責任を明確にし組織としてできることを最大限行うべきであると考え

る。亡くなられた金月美帆さんのご冥福を心よりお祈りするとともに、このような痛ましい事故を二度と起こさないために、安全・安心な公物管理がより一層推進できればとの思いで提言をまとめたものである。

目 次

「管理瑕疵」の考え方についての提言

はじめに	1 頁
第一章 概説	1 頁
第二章 国の責任と個人の責任の法上の関係	3 頁
第三章 過失と無過失について（刑法上）	4 頁
第四章 公務上の注意義務違反とは	5 頁
第五章 公務上の個人責任とは	6 頁
第六章 国民の安全の確保と公務の有り方	7 頁
まとめ	8 頁

「管理瑕疵」の考え方について —第8回交流集会での特別報告—	9 頁
-----------------------------------	-----

はじめに

公務員は「不知」をもって国民に対応できません。
公務員は「回避」をもって国民に対応できません。
公務員は「拒絶」する時、理由を述べる責任があります。

近年、国及び地方公共団体等の行政庁においてその公権力（この場合の公権力とは立法権・行政権・司法権のうち行政権をいう）の行使を原因として生じたとする瑕疵につき、国民の側（地域住民等）から訴訟行為がなされる場合が多くなってきました。

行政権（内閣）とは「法に定められた目的を達成するため、現実に法を執行すること」であり、執行するという行為を行政行為とといいます。行政行為は「法に基づき公権力の行使をして、国民に対し具体的な事実に関し法律的規制をなすこと」とされており、行政行為をなす行政庁（国・公共団体）の業務を公務と称せられ、公務員は事実上執行者となります。

また、立法権、司法権はそれぞれ実行する行為は、
立法権（国会）

国民の権利義務に係る成文の規範（法規）を定め、行政、司法によるべき基準を設ける。総じて法を立法する。

司法権（裁判所）

法律上の争訟について、当事者からの提起に基づき、独立の裁判機関（裁判所）が、公正な第三者としての地位でもって正しく法を適用して裁定する。総じて法を維持する。行政権の行使にあたっては行政法各法及び政令・省令・条例等において規定された行為、また詳細については通達等による基準が定められた範囲での行為が行われます。全体的に行政権は、法の下に執行されています。

一方、行政権に対する訴訟は、行政事件訴訟法ならびに国家賠償法に依ることが多いのですが、前者(行政事件訴訟法)は行政庁の行政権の効力を審査するものであり、後者(国家賠償法)は行政権の行使の結果生じた損害に関するものであるため、管理の瑕疵を対象とする場合は結果により生じる概念として国家賠償法を主に対象として検討します。

なお国家賠償法の適用にあたっては、民法上の損害賠償請求権も無視できないので合わせて検討することとします。

第一章 概 説

いざ事故発生の時、初動が大切です。現場を調査し事実をありのまま報告します。
公務上か公務外の判断を明らかにします。
この時、故意もしくは意図しての調査・報告はもっての外です。

（１）国家賠償法第１条と第２条の見解について

国家賠償法第１条は、公務員が「故意又は過失」もしくは「違法」に公権力を行使したことにもとづく加害行為にたいする行政庁の賠償責任の規定であり、同第２条は「故意又は過失」「違法」とする文言がなく「営造物の設置又は管理の瑕疵」に係る賠償責任を対象としています。

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体が、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体が、これに対して求償権を有する。

営造物を道路・河川法に合わせて管理施設と解釈すると、その管理施設が客観的な基準、すなわち法上、基準上、通常もつ性状や設備が具備していない場合や、設計の不備、材料の粗悪など不完全な点があることを、通常「瑕疵」として扱います。しかし、これは第1条にあたるもので、第2条においては管理施設そのものの瑕疵をいわず、供用後の安全性等の欠如に生じた設置または管理の瑕疵をいいます。

要約すれば、「管理の瑕疵」とは、供用された後の管理施設の維持・修繕・保管などの不完全な点を対象としています。

以上の点から、第1条は、国もしくは加害たとされる公務員の「故意・過失」及び「違法」性を、第2条は施設にかかる供用後の安全性の欠如を、それぞれ問われることから、おのおのの事案について検討を行うこととします。

(2) 第1条における、加害たとされる公務員の「被害者に対する直接責任」について

基本的に、第1条は、公務員個人に関する明文の規定がないため、判例による解釈にゆだねられています。

しかし、判例には否定例と肯定例があり、通説としては否定例が多く、肯定例の場合は個人責任として捜査・逮捕・拘留等、による人身の自由拘束をおこなった事例の場合に適用されています。従つて、これについての事案の検討は、否定例の検証比較によることとします。

なお否定例の通説としては、①個人の支払能力、②求償権を国が公務員個人に対して持つ以上個人に請求を行うことは法上規定できない、③職務執行の萎縮、④報復感情の充足のみ、等の見解により賠償制度に反するとしています。

(3) 損害賠償請求権の生じる「不作為」について

行政庁の不作為については、予見性があつたのか、なかつたのかが争われます。

その損害について、行政庁が何らかの措置をすれば生じなかつたとした場合に、防止する立場にあり、その予見可能性があるのかにかかわらず、その措置を現にとらなかつた点が争点となります。

例としては、同類の事案が過去に生じておりその対策が基準等に規定されていた場合は、予見性は可能とされます。この場合は注意義務違反として行政庁に損害は課せられます。

(4) 刑事訴訟法における立件主旨について（民事事案であるにもかかわらず刑法訴追される場合がある）

本来賠償制度は、民法とあわせて損害賠償、損失補償、国家補償等、民事事案であるにもかかわらず、個々の加害者を過失もしくは無過失責任を問わず刑法訴追される場合があります。刑法に云う過失責任と無過失責任についてはあとで検証しますが、国家賠償法第2

条は過失責任を規定していません。行政法全般について無過失責任はあるものの、過失責任は規定されていません。

第二章 国の責任と個人の責任の法上の関係

公務員の個人責任について、国賠法や民法さらに刑法まで、国民は訴訟や告発を行うことができます。刑法は個人責任そのものであり、国賠法、民法は法人（この場合国及び個人）が問われることとなります。

この場合の個人責任について考えていきましょう。公務上で起こりうる不法行為とはどのような時か考えてみましょう。

(1) 国賠法と民法

第1章(2)で示した加害したとされる公務員の個人的責任については、否定例、肯定例の両方がありますが、全体として国家賠償法には、公務員個人に関する明文の規定がないため、裁判そのものに解釈がゆだねられているのが現状です。

裁判では、賠償責任を問う場合、民法における損害賠償請求と、国賠法における賠償請求とが争われますが、民法上の場合、その事案の客観性（その事実が客観的に起こりうる事）を争い、国賠法は主観性（その事実が起こった原因）を争います。

民法(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

両方共、争点は民事事件として扱われますが、裁判所はどちらも争点として解釈します。

民法を採用した場合は、過失の客観性を問われるため、公務員の「故意又は過失」は、損害発生防止のため注意義務違反として考えられ、一般的国民より公務員の方がより違反の程度が高く、具体的な過失はもちろん抽象的な過失が問われる場合があります。

こうしたことから、事故による被害者とされる国民からすれば、民法上の損害賠償請求で訴える方が立件が容易となり、その上でさらに過失責任を問うための刑事訴訟法による公務員個人の責任を追及することとなります。

国賠法は国の責任を問い、国は個々の公務員の責任を問うということになると、国の過失を前提とするため、訴訟に長期間を要します。そこで裁判所の解釈を早期に求めるとすれば、まず刑事訴訟法で訴え、その上で民法の損害賠償に切り替え、公務員個人の責任を明らかにする方向となる可能性が高くなると考えられます。

刑事訴訟法

第230条 犯罪により害を被つた者は告訴をすることができる。

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(2) 国家賠償法上の損害事件とする考え方

公務員個人の責任を問う場合、民法解釈が被害者にはより効果的となりますが、裁判上国賠法と両立させる事は可能なため、刑訴法による争点も同様の立場での主張となります。

国賠法で個人責任を問われる場合に、肯定論では、①公務員の職権乱用に対する監督責任、②加害たとされる公務員の私的な害意により損害が生じた場合の国民の権利等、とありますが、国が求償権を個人に持つ事からすれば、元々個人責任は生じているといえます。

このため損害に関しては、国自らの自己責任と、公務員個人の行為に責任をとる国の代位責任とが生じます。いずれの場合も、国が賠償責任を負い、加害たとされる公務員に個人責任を国が負わせることとなります。

以上からみると、国賠法も、民法と同様個人責任を問う事には変わりはありません。

また、刑訴法に依り、個人責任を問う場合において、国賠法、民法共、民事事件としては肯定論をとる場合同様の結果となる場合があります。

ただ国賠法上は、被害者に対して国が責任をとる対象となることであり、訴訟上、再発防止の観点からは個人責任を問うことはありえます。

第三章 過失と無過失について（刑法上）

不法行為を「故意」「意図」して実行した時は、当然刑事上・行政上処罰されます。しかしそれ以外に「過失」という身に覚えのない時でも不法行為とされる場合があります。これが立件されると公務員の場合は重い罪を科せられる場合があります。「知らなかった」「覚えがない」としても起訴される場合もあり、事実関係に基づいて立証することが必要となります。

（１） 過失とは

「意図」して「故意」という場合、犯罪行為に至るのは私人（この場合公務員とした場合）が自らの利益のため「地位を利用する」「実行しうる立場にありながら意図的に実行せず、結果、利益につながる」「作為的に行政行為を行い、特定の者に利益を誘導し、利益を得る」などが推定されますが、民法上と刑法上では必然的に立件の内容が違います。

刑法は告発に基づき捜査し起訴する一方的なものであり、民法上はあくまで対等の立場にあり、争訟にあたっては事実関係が最も重要となります。

では、「意図」も「故意」でもなく法に問われる場合とは何なのかを考えてみましょう。それは「過失」もしくは「無過失」といわれるもので、公務員個人が自らの利益を欲することなく立件されるものです。

刑法において処罰の責任条件を「目的をもって故意、もしくは意図して犯罪行為を発生させる」ことを主としていますが、この他の責任条件の一つとして「過失」が例外的に定められています。

「過失」とは、行為者が不注意により犯罪等の発生を防止できなかった落度のある場合をいいます。

この落度とは、各説がありますが、概して注意義務違反をいい、「通常、一般的に事件の発生について判断もしくは理解できる力（弁識力）のある人、標準的な人、もしくは平均的な人であれば当然予見できる結果を予見しない不注意」が過失とされます。また弁識力がなくても標準的、平均的な人が予見できる場合も含まれます。

民法上では、故意も過失も同一的に解釈される場合が多いため、責任という点では国賠法上も同様と解釈されますが、刑法上は「法律に特別の規定」を要するとし、責任条件の一つとしています。

(2) 無過失とは

過失の要件は「予見できたか、できなかったか」につきますが、過失にあつて「無過失」という場合があります。刑法上では規定はありませんが、各法律によって定められている処罰規定では、無過失にあたるものも対象となっている場合があります。

無過失は犯罪を予見することができず、行為が行われた場合、結果として被害者が出来、損害が発生した時、加害者がそれを賠償する責任を負う場合をいいます。

刑法 (故意)

第38条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

→過失

- 2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
- 3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

第四章 公務上の注意義務違反とは

本来、法に基づいて業務を行っているのですから、公務上で起きる行為は不法行為とならないのですが、「無過失責任」の時は個人の責任に当たる場合があります。

(1) 刑法上の過失 (注意義務違反) との関係

第一章から第三章にかけ、国賠法・民法と刑法の解釈を述べてきましたが、実際の公務上における注意義務違反とはどのような場合をいうのでしょうか。

刑法は、不法行為を意図しなくても「予見」できたか否かとし、行為を「法律により特別の規定」を設けるとの明文化していることからすると、公務上の過失とは法を遵守していれば起き得ないこととなります。

国賠法の規定「過失」は、刑法上の過失と同義となるのかどうか。これには刑法にいう「規定」はありません。行政上の各法も過失を想定していません。国家公務員法の各公務等についても法の遵守等の規定はありますが、注意義務違反として過失責任は問われていません。

全体として、不法行為を「故意・意図」して実行した場合を刑法上明文化「過失」に該当しない限り、道義的責任を除いて公務上は想定していないこととなります。

例えば各種、規則・規定で行為を禁止されていても、実際に「予見し不法行為」を防止するため禁止外の行為をする事は過失とはいえないという逆説も成立します

(2) 公務上の監督責任について (業務上)

公務は、法律等により日常的に執行されていますが、法に規定されていても総論的なものであり、実施にあたっては個々の判断もしくは解釈を行って進めています。このため通達や、はては要領 (内部マニュアル含む) に基づいて実行しているのが現状です。個々の判断や解釈は必要に応じ組織的に協議されて実行されていきます。

公務上、規定外の事態が発生し、個々の判断を組織の協議をえることなく行為の必要が生じる場合があります。こうした時には、災害時や、二次的事故発生防止にあたって行うこととなりますが、個々の判断があつても、すべて公務上の行為となることは明白です。

これに反すれば「職務専念義務」に違反するからです。

個々の公務等に義務づけられているこれらの行為は、日常的には監督責任等により定められており、不法行為を「故意・意図」的に行わない限り過失責任は起こりえないといえるものです。

監督責任は、概略公務上の行為ですから、「過失」は無過失責任が想定されます。

つまり、公物管理権の範囲で考えると、公物管理者の行う行為は基本的に公務上となり、一般に施設の供用を認めて以降生じる管理瑕疵に伴う国責任としての「無過失責任」が問われるのみといえます。

組織論からすれば、公務上とは総体を指すもので、公物管理権からみれば道路管理者、河川管理者となろうし、国の場合は国管理者という総体が対象となります。

第五章 公務上の個人責任とは

現在憲法の下、各法により、国と国民は利益において対立しないという合意のもと、民主的行政が執行されています。
国と公務員の労働契約の場合も同様です。

(1) 公務上で問われている公務員の責任

第四章で検証したとおり、公務上の行為は国の責任において執行されますが、国は「過失」を公務上の行為について規定していません。そのため、刑法上の「故意もしくは意図して不法行為を行った場合の過失」については、処罰等を定めた法の下、行政罰の処分を個々の不法行為を実行した公務員に執行します。

なお、行政罰は必ずしも不法行為をした個々の公務員に執行されるとはいえず、その行為が公務上とされれば、被害者に国賠法による損害賠償を行い、行政罰については国の責任とすることもあります。

例として国家公務員法は復職を規定していることや、国賠法上の個人としての公務員に対する求償権の放棄も実例として生じています。

(2) 日常の公務での留意点

行政は、各説があるのですが、通説としては生活行政と生活環境行政に分けられます。道路・河川の公共物管理は生活環境行政となります。これは国民の財産権を守り、福祉を増進するという法の目的を示しています。

これを日常実行しているのが私たちの業務です。国民の利益を第一義としていることが前提となりますので、行政権が認められ、国民の側に一定の規制も課せられる訳です。しかし、一方的に国が行政権の名の下、国民を服従させることは法上あり得ないことです。

行政権は、国民に対して不利益は与えないとする主旨から、法の基本は通常業務においても当然執行されなければならないこととなります。

民主的行政のあり方は、戦前明治憲法における国と国民の主従関係（警察的支配権）から、国民主権とする国・国民一体とされる関係に転換してきました。公務員も国に雇用され労働処分権で支配された時代から、労働契約として法を遵守することを同意し主権者の一人として国の行政に携わるものであり、当然その業務の執行は国民主権を基本に行われます。

問題点

- ① 国が自己責任であれ代位責任であれ責任をとる場合があるのか
- ② 刑事事件として有罪判決された場合国に問われるのは監督責任・・・国賠法、民法
国は判決内容により個人責任について求償権を行使するのか
- ③ 監督責任における過失、無過失の有無
- ④ 法以外の通達等は裁判上対象とならず裁判官の法解釈によるが、国は国賠法上の問題
とした場合通達をどこまで主張できるか。
- ⑤ 公務上の行為が個人的行為として過失責任を問われた時、個人は国に対して訴訟提起
できるか

第六章 国民の安全の確保と公務の有り方

日常業務において、職務上の権限に基づき各業務を審査し実行しています。「審査権」は業務について権限により意見を述べ、改善する義務を各公務員に与えています。これにより職務権限が成立しています。

(1) 公務のありかたが問い直されている

私たちは公務員として国の機関で働いています。私たちが行う公務は、国民主権のもと、国民に等しくその利益をまもっていくために審査機能を働かすことに存在意義があります。

昨今、公務そのものの意義が根本から問い直されている状況にあります。今ほど、私たちの業務に、国民の安全確保が最優先で求められている時はありません。

そのためには、日常の業務執行において、等しく国民の安全の確保をめざし、受動的でなく能動的に立ち向かうことが欠かせません。行政の専門家でありながら、危険性について、認識が鈍化し、結果放置したままとなり、災害や人命が危機に陥ったりするという事態に至ることがないように、組織も職員自身も常日頃から切磋琢磨することが求められています。

(2) いわゆる「裁量権」について

日常の業務を執行する場合、法律に基づく行為を実行していくこととなりますが、これらの行為について法令の規定がないとき、緊急を要する事件の発生により業務を執行するときなど、個々の役職権限に基づいて裁量の範囲で判断していくこととなります。

いわゆる「裁量権」とは、法的に規定されているものではなく、日常的には、職務命令として範囲が定められており、上司から部下へはすべてこの形式が行政の場合統一されています。反面、判断を要するとき、明白に違法行為である場合を認識できるときは、「審査権」を公務員はその職責において行使します。

審査権は、書面上の報告や口頭などにより、日常の職務権限・命令について主張することができます。この事実が正しいとすれば当然改善されていくこととなりますが、これが改善されない場合で国民に損失を与えたとすれば、その職務命令の命令者は責任を問われます。

裁量は、行政指導等マニュアルなど行政組織内部に対する効力であり、国民の立場からは、構成された公務員の組織及び命令権者が審査権に基づいて、法の目的に沿って適正に機能していたかが問われることとなります。

(3) 上司、部下における「審査権」とは

上司・部下の関係において、公務として求められている「審査権」を行使するためには、どのようにすればよいのでしょうか。私たち管理職員は、長年の業務経験から豊富な専門知識をもっているといっても、正直言って、万能ではありませんし、時代も大きく変化してきています。

従来以上に公務の存在意義にもかかわる厳しい目と、公平で積極的な業務執行が求められています。

出先機関の実行者という立場の者が多い私たちの日常業務は、与えられた所掌権限にもとづき各部署毎に行っています。当該部署では、上司・部下の組織系統のもとで、おのおのその権限の範囲や程度に応じた責任を持ち、担当者が審査・報告し、上司の決裁・指示を受けるといった流れで執行しています。上司は、監督責任・指導責任という言葉を念頭に置きながら、部下が、マニュアル等に基づき適正に処理しているか、不注意はないか、意図的に適正を欠く処理をしていないか等々問題のない処理を見据えつつ、見えない管理瑕疵の恐怖に戦々恐々としながら日々の業務に追われています。

しかし、今、時代が求めているのは、こうした通常の上下関係を機軸とした上司・部下の関係だけでなく、国民の財産をまもり安全を確保するために、常日頃からの切磋琢磨とともに、片意地をはらず、時にはわからないことは率直に部下にも聞き、相談し、お互いに成長していき、それぞれも組織としてもより大きな力を発揮できるようにしていくことではないでしょうか。それが私たち公務に携わる者に求められている「審査権」を行使することにつながると考えます。

また、管理職員は、自身の努力とともに、組織的なバックアップを求めて、より上部機関に働きかけることも大切です。

まとめ

各章において法律に基づき各課題を整理してきましたが、公務上、公務員の業務が国民主権を主体とした国の行政権に依るものと理解されたと思います。

戦前から戦後を経て、公務の実情が転換し国民主権に依るものであるにもかかわらず、体質的に国民と一定の距離を置く行政の考え方が残存し、組織内部での運用に留まり、法改正などにより、より国民の側の規制が緩和されてきた現状との矛盾が起きていることは業務上注意すべき点です。

公務上の事故が刑事事件になり、職務権限が問われ、個々の公務員が職責の名の下裁かれることの是非は、現在の公務員個々の直面する重大な事実と受け止め、行政権を執行する本来の姿について法律はもちろん、内部における組織の健全化のため、職場において個別的に議論するときと言えます。

組織内部にかかえる事件への即応性の遅さ、業務全般についての個人責任の追及など一部の動きについては、すべての公務員一人ひとりが自問し、矛盾や課題を取り上げ、議論し改善すべきときです。

公務員としての誇りを持ち、一国民として、行政のあり方とこの国のかたちを勇気を持って次代に伝えるときである考えるものです。

以上

この講演記録は、仕事の政策「道路管理に関する提言・管理瑕疵の考え方」を解説し説明した講演をまとめたものです。

第8回管理職全国交流集会での特別報告

「管理瑕疵の考え方について」

全国交流集会

講師 前近畿支部政策検討委員
能崎克佐



今紹介いただきました能崎です。現役の時に管理1課長など、管理の関係の課長を道路、河川を含めて通算すると14年間やっておりました。

その中で特に管理瑕疵という問題が大変難しい課題であるということです。

どういうことかという、今回の大蔵海岸事件と志賀バイパス事件を含めまして我々が仕事をやっている際に、管理職に対する責任が問われるということが、実はこの2つの事件が起こる以前から危ないぞと言ってきた張本人でありまして、2年ほどの間に様々な事件が発生し且つ何らかの対応が出来なかったということの自明も含めまして、今回このような形で報告をさせていただくことでございます。

いま大蔵海岸で起訴されている5名、それから用地職員として起訴されてすでに最高裁の判決が出た上で今は再就職をして頑張っている仲間たちは、精神的に苦痛をということと終わるような中身ではない、私はたまたま定年退職をさせていただきましたが、管理に携わることを振り返ると、同じようなことが2度3度ありました。生命の危険にさらされたことも2度ありました。

このような事実を見ても彼らがどのような心中でいるのか、つまり仕事を全うできなかったこのことに対する辛さとか悔しさは並大抵のものではないだろうと思います。

そういうことで考えてみますと、私どもは組織として労働組合を作り、職場では当局を含めた管理職員としての組織があるわけですが、いざとなった場合にそのようなことが皆さんのところで起きないとは断言できません。

そういう一つの流れの中で考えていきたいと思えます。

表題は管理瑕疵の考え方についてとなっているんですが、実はこれはあくまでも表面的に書いたものでして、「我々公務とはいったい何なのか」「公務上で起こりうる責任とはなんなのか」「突き詰めていけば公務員とはなんなのか」「そして最大なのは公務員として業務を全うしていきたい」ということではないかなと思います。

資料の冒頭に大蔵海岸の事故について書いてありますが最後の4行、「亡くなられたお子さんのご冥福を心からお祈りするとともに、このような痛ましい事故を再び起こさない、安全・安心な公物管理がより一層推進でき、職員、管理職員の個人責任追及に対する風潮から、雇用と身分を守る一助になればいい風に書いています。

正にこの通りでありまして、このことをするためには相当厳しい管理職員としての覚悟がいます。

はじめに

はじめに枠の囲み書きで公務員とはいったい何なのかということが書いてあります、これは大変重要なことで抽象的にとられることなく聞いていただきたいと思います。

まず公務員は、1番目は不知「知りません」「理解していません」「聞いたこともありません」ということで知らないと言うことを持って一般的に対応できない。

2番目は「回避を持って国民に対応してはならない」、ある人が総務課に来たときに、中身を聞いてみて苦情処理の窓口へ行ってくださいとなるのですが、それは各事務所で管理1課にある場合と総務課にある場合がありますが、それを聞いて内容は分かりませんから、調査課や管理課に回し、ひどいときには出張所に行ってくれ、こういうことをやるわけですけれども、本来ですとまずはその内容を聞くことが大事だ、相手が怖いからといって他に回してしまうということは本来出来ない。

また出張所に来られたときに、「この問題は権限上出張所では出来ませんので事務所へ行ってください」、事務所は「これは局の権限ですので局へ行って相談してください」これも実は出来ません。

まず相手方が主張していることをキチット聞くと言うことが大事です。

それから3番目は拒絶すること、つまり、「道路法の規定ですので出来ません」となるのですが、なぜ出来ないのかキチット説明しなければいけないですね、どここの何条に何々と書いています、ですから出来ません、これも実はこれも拒絶です。

その法律の根拠たるものは解説だとか様々書いてあるんですけども、なぜいけないか相手にキチット説明する責任がある。

この三つは我々公務員をやっていく上で非常に大切なことで、例えば技術的なことが分からない事務屋さん、事務的なことが分からない技術屋さん、これは今、「屋」ということを言いましたが、単なる「屋」になってしまう。

技官、事務官というのは官として与えられた宿命的なものです、その業務について分からなければ部下に聞く、上司にも聞く、それを認めて業務をしなければいけない立場におかれている、こここのところをまず申し上げておきたいと思います。

これからの話は法律の論議になりますので、難しいかと思しますので持っかけて議論していただきたい。ここでは概論だけを申し上げたいと思います。

第一章 概説

第1章概説ですが、まず事故が発生します。皆さんはどうされます、道路上に蓋板があって、それが実は2~3センチ浮いていた、それをパトロールの方から連絡が入った、皆さんはすぐ直しておきなさいよと言って、業者なり管理補助とか係長に指示をしていると思うんですが、ところが、その報告を受けて忙しさにかまけて放っておく、そのときに車が乗り込んでいって横転し障害が起きて、その蓋板をなぜ直さなかったかということが問われます。

それから雪が降って、除雪をすると路肩に除雪の雪がたまる、そこがたまたま歩道だっ

た、そこを学童の通学路で自転車で滑ってひっくり返った、それは報告を受けたがその雪をどけなかった、それで翌日ひっくり返った、これはたまたま怪我をしなかったのですが、こういう場合どうされますか。

このときに報告をキチット受けて、それをキチット対応すれば何ら問題はないわけですが、実はそのときに業者に指示を出すことを年間で発注しているの、業者には仕様書で指示していたということになる、当然それは仕様書の中に書いてあった、だからそれをしなかった業者が悪いんだという報告が上がってきました。

その事故が起きる前日に報告が来ていて、現実には認識もそうなっていることを知っていながら、いざとなったら仕様書に書いてあったんで、それは業者の責任だという風に逃げるのか、実際にそれを除去しに行くのか、ところが局に上がった報告書はそうになっていた、つまりここに大きな問題がある。

報告するという義務があるにもかかわらず、故意もしくは意図して自分の責任を逃れるために報告を上げていたということになる。

こういうことが現実的には管理職員の立場にいますと、責任が回避されるという理屈の中でよくあることです。

このことをいったんいざとなった時にどうなるのか、つまり、たいしたことはないわという事件が大蔵海岸の事故であり用地の問題にあったわけです。

じゃ国はそういうところを面倒を見てくれるのか、我々が国として何らかの形で国民に被害を与えた場合、唯一法律的に守られているものが国家賠償法という法律です。

国がなした、又、公務員個人がなした行為で公務上なりで起きた事件で、国が与えた損害が生じた場合には国家賠償法という法律が公務員の場合にはある。

これでもって国民に対してその責任を果たす、こういう法律です。

つまり公務員の生命保険みたいなものです。つまり自分の仕事で何か起きたときにこれで補償をしていく制度です。

裏返すと、戦前は国家賠償制度というのは形はありましたが、一件の請求もなかったということです。太政官布告これは明治18年に出来たのですが、国が国民に対して何かの形であった場合ということなんですけれども、一件もありませんでした。

つまり、国家賠償法が出来た根源は、国家主権は誰か、国民主権を明記した憲法下で初めて出来たもので、国家賠償法は国のため公務員のためは勿論ですけれども、基本的には国民のためにあるもので、公務員を守る法律の一つとして定められているし、イコール補償という点で言えば国民を守るという立場からも出来ている。

ですから、公務上で起きる事件、公務上で起きる損失というのはすべて国家賠償法で整理されていくと思ってください。

国家賠償法の第1条には、「公務員が故意又は過失、違法に公権力をやっちはいけない」と書いてある。公権力とは法律に基づいて我々公務員の仕事をやっているわけですが、皆さんの一番身近なものは、マニュアル、要領等それらを全部ひっくるめて公権力といいます。つまり、行政権という大きな枠組を実行することですね、日常皆さんがやっておられる仕事全部のことを公権力といいます。

その中から故意だとか過失とか違法な行為があると、国家賠償法の対象になる。

ただし、国家賠償法の1条で公務員個人の責任を問われるというのは、設計の不備があった場合はここが問われる、つまり間違っただけのものを作ってしまった、それが結果的に大変

な事故につながってくるということで問われる。

ただし、検査を経て供用開始した時点では1条は該当しません。

つまり、目的とするものが実際に運用された段階からは1条は適用されない。

じゃそれはどういうことかというのと、国家賠償法2条に「営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる」と、管理瑕疵という言葉が出てきます。

ですから第2条は供用開始後に起きる訳ですから、例えば蓋板が不備だったとかそういうことが指摘されるんじゃないで、そのことの結果として起きた管理維持、保全上の問題で、出張所長はこの第2条の該当に非常に近い位置にある。

先程言った蓋板の維持は出張所が管轄している、そのことがしっかり維持管理していたかが問われるわけで、その報告義務がなかったと言いますとここが問われるわけでして、出張所の方は最前線にいらっしゃるわけですからすごく厳しいんです。

ですから、第1条は設計から施工まで、施工以降、供用開始してしまったら2条適用ということになる。

そういう国家賠償法という法律があって、公務上以外で事件で刑事罰をかけられるというのは皆さんおわかりでしょうか。

昭和40年代に近畿や中部でよく起きたのは、当時は電算機がよく無くなりまして質屋から出てきて何人が逮捕された。それとカメラを無くしたといったものでした。

これら、職場内で起きる刑事事件は公務外だった、当然当事者は刑事罰で罰せられるんですが、ところがその上司も罰せられるということで問題になった。

このことは「行政罰というのはいったい何なのか」ということで、「個人としての管理責任はなんなんだ」ということ、このことは個人又は国にエライ損害を与えたと言うことで処罰されたわけですけれども、そのことは民法上の問題で、国家賠償法の問題じゃなくて、当時から国家賠償法と同時に一般国民などから訴えられた場合に、民法をさけて通れないと議論されていたことがあります。

ですから、公務外で起きた事件でも罰せられるわけですから、公務上で起きた事件で、なおかつそれが故意とか意図してやったとかは重過失ということで、一つの例として今年近畿で福知山線で大きな事故があったが、そのときに運転手がカーブの所の速度を本来ですと70キロまで落とさなければいけないところを110キロで走っていた、それで大きな事故になった事件です。

このような場合は、鉄道とかバスの交通関係の運転手が起こした事故は、通常は重過失ということで普通の過失は最高刑は7年ですけれども14年量刑される。公務上というのもそれによく似た判決が出ていまして、知り得ていてそれを見逃したとということですから、そこの所はよく考えて行かなくてはいけない。

国家賠償法だけが問題じゃなくて、民法上も刑法上からも過去にさかのぼって考えるとよくあったということですよ。

今日は公務員の攻撃が強い中で、たくさん起きてるように見えますが、農林省なんかで報告されているケースは大変多いと聞いています。

第二章 国の責任と個人の責任の法上の関係

ここの枠の囲み書きではどういうことが書いてあるかという、

「国民が訴訟するときは国と公務員個人を訴える場合がありますが、国民個人の力と国の力をその訴える方が比較をします、個人対個人として立件した方が公務員は社会性を持っておりますので、より事件が社会化し不法行為を明らかに出来る、そして刑事事件として立件するケースがある。」

要は親方日の丸の時代は良かったんですが、国の大きな力に国民一人が対抗して訴訟をやっても最高裁まで行ってしまふ、何十年という間闘わなければいけない、例えば公害裁判が正にしかりで、ですから個人が受けた損害なんかも相殺できない。

それと同時にこの制度に対する国民の反発と同時に、個人の権利が非常に一般化してきましたものですから、その公務員個人を訴えて、そしてその個人の名前が新聞に載りますね、これは社会的に抹殺していくというやり方なんです、その結果、起訴猶予ということになっても新聞は報道しますね、そのことが現在当局がどう受けるか、まず当局の対応は個人が訴えられたわけですから、個人の問題としてどうやったか調べます。

そして調べた結果個人に責任があったかどうか判断する、ですから刑事事件になったら即その人を捜査し協力するわけ、刑事事件とはその人個人を裁くことですから国を裁くわけではないんですね、そこところが民事訴訟とかに至る段階で、国民の一人という立場からすれば、国の権力と対抗する手段としてあげるということになっている。

そういう時代ということも踏まえながら一つ考えていきたいと思ひます。

今までの裁判例を考えていってみたいと思ひます、3ページの上段(1)で国家賠償法と民法という項で、「加害したとされる公務員の個人的責任については否定例、肯定例の両方があります。」と書いております。

その次に国家賠償法では公務員個人に関する明文の規定はありません、先ほど国家賠償法の第1条で公務員個人の話も出てきたんですけれども、じゃどういう場合にどうするか書いてありません、つまり明文の規定がないあり得るかもしれないし、あり得ないかもしれないこういう言い方だ。

ですから裁判になりますと、裁判官そのものの判断にゆだねられる。

ですから、管理瑕疵についての本は管理瑕疵判例集しかない、つまり国は公務上で過失はないと見ている、ですから明文化していない。

このことを頭に入れると、先ほどの社会的な責任をやって民法上の訴訟をすることと同時に、そういう規定のない法律に訴えても意味がないから、国民からすれば国家賠償法でなくて民法とか刑事事件で訴えるということになってくる。

もう一つ民法上で争うのが有利なのは、民法の場合には客観的な証拠があればいい、傍証があればいい、どういうことかと言えば、このような結果に至った内容、議事録です。刑事事件の場合、傍証として提出できるのは議事録です。

これは非常に大きな客観的事実として処分される。皆さんが使っている通達、マニュアルこれは傍証にはなりません、職責にふれない場合があるから、刑事事件は最も議事録とかメモ、ノートというものが重要視される、客観的事実でもってそのことをいっていると

ということです。

国家賠償法は主観的立場に立っている、その事件がなぜ起きたか原因調査します、個人がおかしかったのか組織マニュアルがおかしかったのか、徹底的に調査しまして要因がはっきりして、これが原因だと言うところまで行かないと国家賠償法は損害賠償しません。ですから民法で訴えた方がより国民の個人の立場からすると有利になるということです。

こここのところは文章にも書いてありますので、ぜひ読んでいただければと思います。

第三章 過失と無過失について (刑法上)

このことは非常にわかりにくい部分で過失と無過失の違いですが、道路管理をやっておられる方は日常的に無過失と向き合っています、経理課長も日常的に無過失と向き合っています、道路損傷というようなときに、事故の原因者に請求するんですけども、実はこれ全部が無過失責任です。

事故は起こそうと思って起こすわけではない、つまり、当たったという事実から出発します、これは全く予想もしないということの原因としてやった場合です。

過失は予見で出来たか出来なかったかで、例えば大蔵海岸の事故と同一の事故が仮に東北で起きた場合、立件するときには近畿で起きた事故に改善策が出ていればいいですよ、改善策が出ていない状況で、同じ事故に類するものが起きて対応が同じだったとすると、これは過失が問われます。

同じ事務所でA出張所で起きた事実をB出張所が起きたとしてもこれもB出張所は無過失を問われます。過失とはその事故が起きる時点の予見出来るか出来ないかです。

先ほどの蓋板の話ですがそれは予見できた、大きな事故が発生する事実があった、だから大きな事故に至らないから良かったと言うだけで、そこで事故が起きていれば当然問われる。

これは当局にとってはプラスの話だと思うんですが、いろんな事故が起きると全国調査をしますが、いろいろ出てきて集約します、それは組織だって対応し組織的に調査しそこが危険だということが明確に出来るからで問題ありません。

例えばハザードマップを作ってどここの危険箇所があって、そこで事故があってもこれは個人責任はない。

つまり予見というよりも予見を明らかにした、国民はこうしたい県はこうしたいということを確認にするわけですから、当然それは大きな意味では工事のミスは別ですが明確にしたらそういうことは起こりえない。

ですから、過失と無過失は非常に微妙な関係ですが、重点的に考えなきゃいけないのは過失の場合です。

予見というのはなんなのかというと、今日参加されている管理職の皆さんは予見能力はすべてお持ちです、標準的にそのことが判断できる力、ガードレールとは何か、そこに当たったら危ないということで、危険だからガードレールを作る、予見の上に立ったガードレールです、それで施工していることは当然それは危ないということを知っている。

予見、つまり弁識力で、例えば精神的な傷害をお持ちの方は、過失責任よりも無過失責任を取られる、予見が出来ないということで、但し結果として交通事故で人を殺してしま

ったということになれば、過失致死傷で拘留する場合も出てきていますが、予見、弁識力が無いと見ていいと思う。

第四章 公務上の注意義務違反

次に公務上の監督責任について、今申し上げてきた過失、無過失というのを前提に置きながら業務上というのはどういうことなのか。

「公務は法律等により日常的に執行されていますが、法に規定されていても総論的なものであり、実施にあたっては個々の判断もしくは解釈を行って進めています。このため通達や、はては要領（内部マニュアルを含む）に基づいて実行しているのが現状です。」「個々の判断や解釈は必要に応じ組織的に協議され実行されていきます」、つまり分からなかったら上司と相談する、横の連携を取りながら解釈を持って業務をやる。

なんでこれをやるかという、それが自分の与えられた仕事、職務専念義務ですね、当局がよく職務専念義務とっていますが、我々公務員の仕事は法律上、要領、マニュアルに従う以上、職務専念義務でやっている、そのことをやるということは、それに反するからやらなければいけないということになる。

次に、ここの項で義務付けられている行為は、日常業務には監督責任等によって定められている、ですから不法行為を故意として意図としてやっているということが前提ですから、その行為とか意図としない限り公務上で事件は起きないと思います。

つまり、公物管理権の下で働いていると思って良いですが、公物管理権の範疇で考えればすべて公務上です。

一般に施設供用以降は、不備を認めて管理瑕疵の無過失責任が問われるだけなんです。

第五章 公務上の個人責任とは

じゃ公務上の個人責任はなんなのかということ、6ページの2で公務員とは一体何者かということも含めて考えてみたいと思います。

民主的行政のあり方というのはありますが、私どもは公務員として公務上やっているときに責任を問われることは、無過失を除いて無いと断じてといえます。

なぜかという、「民主的行政のあり方」これは労働組合が民主的という意味もありますし、ブッシュ大統領が言う言葉もありますし、民主的というと非常に聞こえが良いんですが、民主的というのは国の主権が誰にあるのか、国民主権これが民主主義の基本です。

戦前の明治憲法は法律的に見ますと、国と国民の関係は、生活的支配権ということで、その内閣、その議会は天皇に責任を持つ、国民、臣民はその法律に従いなさいということで、国の元に行政を司る官吏は生活的支配権のもとにある、つまり国の従属物です。

ですから天皇陛下万歳といって兵士が死んでいくと同時に。行政の基本には天皇の玉事があった法律ですね、御例御璽にあった法律に基づくそれが戦前の法律で、それに従った公務員はすべてその下で働く。

だから国民に対する責任よりも御例御璽に従うのが公務員なんですね、それが体質的に

残っていませんか、皆さんのおなかの中にありませんか。

冒頭に申し上げた「不知」「回避」「拒絶」このことは実はこのことなんですね。

おまえら臣民は知らなくていい、我々だけが知っていればいい、おまえたちは黙ってついてこい、国の言うことは天皇のことだ、だから説明する責任もなければ、おまえたちが我慢していれば良いんだ、というような官吏的な思考これが職場の中にありませんか。

例えば、おばあさんが占用申請に来ました、その申請書が正しいか正しくないかそれをきっちりと審査し、そのことをキッチト指導し、適正な形にしてあげるとというのが、今我々が目指す民主的行政でのあり方ですね、ですが我々の体質はまだ公務員として国民に対するそういう立場にあるというのはどこか潜在的にある。

苦情処理で一番つらいのは、おまえ誰の金でメシ食ってんだ、わし等の税金は血税だぞ給料を減らしてやろうか、こういうときはつらいですね。つまりそのことに對抗するときに苦情そのもの行政相談そのものを10羽ひとからげにする。

今我々が考えなければいけない重要なことは、本来の民主行政に従ったそういう立場に徹することと、公務員は民間の社員とは違う部分があります、労働契約です。

第六章 国民の安全の確保と公務のあり方

民主的行政を進める上の公務員のあり方は申し上げたんですが、その公務員の採用はどういうことかといえば、我々は採用される以前は一国民です、会社に就職するときは社則、就業規則がある、それは会社が市場原理に元づく株式会社にはいるわけだから、その会社のための採用の処遇がある、公務員は人事院規則で国会が議決した法律です、そうすると公務員とは一体なんなのか、我々がその法に定められている条件に同意するということです。

一寸、会社とは違う会社の利益ではない、国の行政を進めるに当たって国民主権だから全部国民のためといっちゃいますよ、その中の法律で雇われます。

ですから、一国民と国が対等な立場で労働契約がなされている。

どういうことかという「私はこの国のこの法律を公務員として民主的行政、つまり国民主権の立場でやっていることに同意して公務員になります」と言って、それで誓約書を書きました。

50台の課長の方だと私と同じ誓約書で誓約書を書かされました。

その誓約書の冒頭に「憲法及び各法を遵守し」と書いてある。つまり国民主権の国においてこの中の基本となる憲法を遵守して、行政法を含めた法律を遵守して私は公務員になりますよといってなった。

このことは、先ほど申し上げた中身からすれば、過失で意図してという以外は決して罰せられることはありません。

しかし体質的に昔からの親方日の丸を背負っていませんか、ここが重要だ、ここを矛盾として気づかないとさしさわりがでる、そういうような体質はなかったか例えば事務所長にそのことはだめだと言わなかったのか、副所長にまあまあと言われても、前段としてそれを拒否できなかったのか、その根源にあるのは私どもが公務員になった原点、民主的行政の中の憲法下における公務員であることを我々は知る必要がある。

次に、「そうはいつでも、なかなか言うことを聞かないやつがいっぱいおるのや」とい

うことを言う管理職が最近が多いですね、良い管理職とは当局の中で「仕事をまじめにして」、「部下の面倒をよく見る」、「酒も時たま飲む」、「文句も言わない」、これがいわゆる当局に期待される管理職です。

皆さんも管理職研修にいつてもそこでも同じことを言われたと思いますが、部下とは仲良くつきあえというが、さあ皆さん仲良くつきあっていたら何がおきます。

非常にしんどい仕事起きる、超勤もつかずによくやってきたなと思います。

しかし部下はいうことを聞きますか、やるやつはやるが、やらないやつはやらないですね、これが実態ですね、しかし問題なのはそのようなことがいつの間にか管理職個人の能力が問われるということになってきていませんか、つまり魅力ある管理職というような形を当局が作り、自らも作っていませんか。

つまりそれは個人的な能力、個人的な魅力というところに、管理職の目的を当局が意図し、持ってきているところではないか、組織的に対応するのではなくその個人責任を期待されるという管理職層に預けてきていませんか。

ここで重要なことは、上司部下の関係はもう一度どういう関係なのか問い直さなければいけない、これが7ページの所に書いてありますが上司、部下における審査権で、審査権というのは英語でいうとチェック機能ですね。

用地の例の問題が起きたときにチェック機能をとということが出てくる、何か起きるとチェック十分という言葉が出てくる、日本語に直すと審査権になります、このことは管理職においては大変重要なことです。

今までは精神論を申し上げてきましたが、ここからは日常業務で起きることかと思いますが審査権。これは日常業務をやっているときに裁量権という言葉を使いませんか、それは裁量権は非常に大きな力を持ったと思いませんか、しかし、事務所長が裁量権でやってくれというのは実は命令ですね。

審査権とは何かというと、上司部下の関係において公務として求められた審査権をどのようにすればいいのか、管理職員は長年の業務経験から豊富な専門知識を持っているといっても万能ではありません、時代も大きく変わっています。

審査権とはあなた方が決済をするあれが審査権です。

職務権限を課長として持たされています所掌ともいいます、その前提条件は審査権を持たれているということです、それぞれの仕事、業務において審査権が行使されなければ進展しないということです、審査権があるからこそ公務上業務が出来るということです。

審査権に基づいて仕事をした場合に何をすべきなのか、法律、施行令、規則ここまでは法律です、通達、マニュアル、要領があります、それから局から来る通知、文書これらすべてやっているわけですからそれもあなた方も審査することが出来るのです。

実は局の権限というのは非常に小さいのです、本省、事務所というのは非常に責任が重い、本省は各通達分を出します、その中身について最低ここ10年位の間ですが説明会を開くことが多くなった、各課長を集めて通達の解釈について説明会を本省が開く。

それで説明会を開いてその通達の説明をしたら本省の責任は回避できる、実際にやってみたら通達通りいかないと言うことがあります、そのときに各事務所の課長は局へ言いますね、局はまた説明会を開いて本省から聞いた中身を皆さんに回答文を書きます、実はそのときに本局が説明した中身は全く責任がありません。

それはなぜかという解釈だからです、法律には解釈はありません、そのものですから。だから、皆さん方は通達に基づいて現場でそれが正しいかチェックし、通達の出る以前の

会議には必ず出て改善意見を述べなければいけません、これは実は仕事なんですね、非常に重要です。

各種のマニュアルを作られる場合でも対策検討会ということが良くやられていますが、一方的に出た場合は良いんですけども、それを拒否することが出来るんですけども、必ず検討会とかと言うところで論議しなければならない。

本省も局も賢くなってきましたね、コスト縮減について徹底的に言ってきましたね、コスト縮減というのは我々の首を切ることですよ、このことは本省はよく分かっているわけだから、コスト縮減は最大の問題で我々のリストラでもあるわけです。そういうことが徹底論議の時は皆さんどういう論議になりました。

材質問題、工法検討、それから責任施工における やり方、様々細かいところをやりました、しかし本来やるべきなのはコスト縮減の目的はなんなのかそこを改善意見として出さなければならない、そういうことが審査権の一つとして管理職の皆さんはみんな持っています。

事務所内で問題が起きて局に聞くことは良いです、その次に帰ってくる言葉、「局としては・・・」これは責任回避ですね、チャント事務所としてこう判断したと、チャント事務所長にも報告するこれは本来です、審査権とは我々の公務において必ず通り向けなければならない業務の一番基本です

じゃ解決策としてどういうふうに持っていくのかと言うことですが、まとめの前の3行で「管理職員は自身の努力とともに、組織的なバックアップを求めて、より上部機関に働きかけることが大切です、そして多分下に責任を押しつけられる、そういう日常業務での組織的な体制を作れ」こういうことです。そのためには審査権を皆さんの腹の中でもう一度問いかけてみてください。曖昧にしていますか。

そのことが部下に対する命令をキチンと納得できるようにする。間違っただけは間違っただけということではっきりさせていく。

それと管理職の待遇の問題がありますが、公務員として国に採用されていることは国民の一員として公務を司るということを前提としてあるわけですから、だから当局は管理職に対し上申させることを絶対させない、本当は出来るんですね、しかしそれは職務命令でやらせません、ここが欧米各国から見れば遅れている官僚的戦前の体質ですねこれは改善していかなければいけないと思います。

以上



講演中の能崎氏

国土交通省管理職ユニオン

〒110-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 (中央合同庁舎2号館B-1)

TEL (03) 3509-1138 FAX (03) 3509-1139

E-mail:k-union@alpha.ocn.ne.jp ホームページ:<http://www7.ocn.ne.jp/~k-union/>